

# 請求外でも黒塗り違法

## 最高裁 公文書全体が対象

### 岐阜県の情報公開巡る訴訟

情報公開を求められた岐阜県が、公開する公文書の中で請求された情報以外の部分を黒塗りしたこと、是非が問われた訴訟の上告審判決が14日、あった。最高裁第三小法廷(上田豊三裁判長)は「県の条例は公開の請求対象を『情報』ではなく『公文書』としている」と指摘。「請求者が記録されている情報の面から公文書全体が公開請求の対象になる。自治体が、請求の対象になつていない部分があるとして公開しないことは許されない」として黒塗りを違法と断じ、非公開処分を取り消した。

一枚の公文書の中には、報を請求と関係があるかさまざまな情報が詰まるところで細分化していくところ。「記録された情報」と、大部分が非公開にな

つてしまいかねない」という問題が指摘されてお

町(現・海津市)にある

ンバー510人が求めた。

た」として問題視。船頭の勤務日誌や県の支出関係書類などの公開を求めたところ、県が一部非公開としたため提訴した。問題になったのは、県が購入した物品の一覧表など。一覧表では、渡り船に使う「いかり」以外がすべて黒塗りになっていた。

2005.6.14 朝日・夕刊

2005.6.14 中日・夕刊

## 請求対象外も公開を

渡船事業  
関連文書

### 岐阜県の処分「違法」

上告審判決

市民グループが公開請求した情報とそれ以外の情報が交じった「合算情報」を岐阜県が非公開としたこと、適否が争われた訴訟の上告審判決で、最高裁第三小法廷(上田豊三裁判長)は十四日

七月に公開した文書で、船頭名などの情報を黒塗りにした。

二審名古屋高裁判決は、納入業者や渡船組合代表者名などは公開、船頭名などは非公開とすべきだと判断し、この部分の判断はすでに確定。上告審では、「二審共に非公開でよい」とされた合算情報と、請求対象外情報の扱いだけが争点となった。

上告審で争点となったのは、職員の日帰り出張の旅費を一カ月単位で一覧表にまとめた決裁文書のうち、市民グループが請求しなかった部分も公開すべきかどうか。

県は、道路維持課の担当職員らが同県海津市の渡り船事業について、現

地指券したり、会議を開催したりした際の旅費の部分は公開したが、同じ文書に記載されている渡り船関係以外の旅費(請求対象外情報)や、一カ月の旅費合計金額(合算情報)を黒く塗って開示していた。

最高裁が県の処分を違法と判断したことについて、県文書法務室は判決には従うしかない。旅費に関して個人情報ほどくはないので、開示することになると思う」と話している。

古田肇岐阜県知事は「私どもの主張が認められなかった。今後は判決趣旨に沿い、情報公開制度を適正に運用していきたい」との談話を出した。